

申告は自分で書いてお早めに

★市県民税・所得税の申告は

3月15日(木)まで

★消費税の申告は

4月2日(月)まで

所得税

豊橋税務署 ☎0532・526201

申告の必要な方

① 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成18年中の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える方

② 給与収入が2千万円を超える方
③ 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方 など

所得税が還付される場合

確定申告をする義務がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・ 多額の医療費を支払った場合
- ・ 災害や盗難にあった場合
- ・ 年の途中で退職し、再就職してない場合 など

※医療費控除を受けられる方は、

医療費の明細書(市役所税務収納課または申告会場にありますが)の添付が必要です。
〔公的年金の受給者の方へ〕
公的年金の受給者で所得税が源泉徴収されている方は、所得税の確定申告書を税務署へ提出することにより所得税を精算していただくこととなります。確定申告書の用紙は、市役所税務収納課または申告会場でお受け取りください。

◎申告書の提出先

豊橋税務署(〒440-8504 豊橋市大岡町11)または申告会場へ

豊橋税務署職員の申告相談日(所得税・贈与税)

とき 2月16日(金)～3月7日(水)
(土・日曜日は除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

ところ 市民体育センター 第4会議室

営業などの事業所得、不動産所得、農業所得や土地・建物、株式などの譲渡所得を申告される方は、この期間をご利用ください。

3月8日(木)からは豊橋税務署で受付します。

市県民税

市役所税務収納課 ☎66・1116

申告の必要な方

平成19年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

① 営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
② 公的年金等を受給されている方で次のような方

a 支払先に扶養控除等申告書を提出していない方

b 社会保険料控除や、生命保険料控除などを受けようとする方

③ 給与所得者で次のような方
a 平成18年中に退職した方または

2カ所以上から給与を受けた方
b 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

c 給与以外に所得のあった方 など

※所得がなかった場合などで申告書が送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

市県民税の申告会場と日程

対象地区	会場	期間
相楽・大塚・海陽	大塚公民館(2階 会議室)	3月1日(木)・2日(金)
三谷・豊岡	東部市民センター(2階 第3集会室)	2月26日(月)～28日(水)
形原・金平・一色	西部市民センター(1階 大集会室)	2月19日(月)～21日(水)
西浦	西浦公民館(2階 講堂)	2月22日(木)・23日(金)
市内全域	市民体育センター(大会議室)	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

※受付時間：午前9時～午後4時

◎申告書の提出先

市役所税務収納課または申告会場へ

税理士による無料税務相談所

とき 2月16日(金)～3月5日(月)

(土・日曜日は除く)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 市民体育センター大会議室

対象者 消費税・地方消費税の確定申告をされる方
持参するもの 印かん、計算用具、筆記用具、決算書(収支内訳書)、元帳など